

委員会の行政視察

各委員会は、情報を収集し、専門的知識を深め、優れた施策を市政に反映させるため、先進地等を視察して、特定事項について調査しました。

視察内容の詳細は議会事務局で閲覧できます。

企画総務常任委員会

企画総務常任委員会は、四月二〇日から二二日にかけて、次の調査事項について各市を行政視察しました。

【三重県】

財政の運用状況について
事務処理の効率化について
県立病院の経営健全化について

【知多市】

行政情報の取り扱いについて
市民参画手続き制度について

【姫路市】

広報・広聴について
フィルムコミッションについて

保健福祉常任委員会

保健福祉常任委員会は、五月一〇日から一二日にかけて、次の調査事項について各市を行政視察しました。

【坂出市】

病院事業について
坂出市民病院

【大津市】

高齢者福祉の充実について
おおつけんきくらぶ事業について

【豊橋市】

保健・医療・福祉の充実について
行政評価システムと福祉事業について

文教生活常任委員会

文教生活常任委員会は、五月一日から三日にかけて、次の調査事項について各市を行政視察しました。

【生駒市】

市民活動振興について
北コミュニティセンター
ISTAはばたき

【粟東市】

文化・スポーツ施設の整備、充実について
芸術文化会館「さくら」

【多治見市】

義務教育の整備、充実とその質的向上について
多治見中学校建設事業について

都市環境常任委員会

都市環境常任委員会は、四月二二日から二四日にかけて、次の調査事項について各市を行政視察しました。

【那覇市】

公園・緑地対策について
屋上緑化推進事業
那覇市緑化センター
都市計画事業について

・道づくりワークショップ
交通輸送対策について
・沖縄都市モノレール
【宜野湾市】
環境政策について
・指定ごみ袋制による家庭ごみの有料化について

議会運営委員会

議会運営委員会は、五月一七日から一九日にかけて、次の調査事項について各市を行政視察しました。

【千代田区】

・表決における電光掲示板の使用について

【大垣市】

・議員が編集・発行する議会報について

【日進市】

・議員が編集・発行する議会報について

【各市区共通の調査事項】

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
議長の諮問に関する事項について
議会報に関する事項について

委員会の役割

市議会に提出される議案や請願などは数多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分け、専門的に調査・検討する必要があります。

【那覇市】

そのために、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質

的な審査は各委員会でなされています。
委員会には、地方自治法上、常設の常任委員会と議会運営特別委員会があります。

常任委員会

町田市議会には、企画総務・保健福祉・文教生活・都市環境の四つの常任委員会が設置されています。

【企画総務】

企画部、総務部、税務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の委員会に属さない事項

【保健福祉】

健康福祉部、子ども生活部、町田市民病院

【文教生活】

市民部、教育委員会

【都市環境】

環境・産業部、清掃事業部、建設部、都市計画部、水道部、下水道部

議会運営委員会

議会運営委員会は一〇名の委員で構成され、次の事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。

【議会の運営に関する事項】

議会の会議規則、委員会に関する事項。

【議長に関する事項】

議長に関する事項について

【特別委員会】

特別委員会は、市民生活上、あるいは政治上特に重要な問題について審査や調査をするために必要に応じて議会の議

決によって設置されます。
特別委員会に付託される事件や委員の人数はその都度、決定されます。

緊急質問

六月一五日の本会議で二名の緊急質問がなされました。

【質問】

議員 マンション建設予定地で市民等が見守る中、事業者が強制着工に踏み切り住民に負傷者が出る事故が発生したが市長はこの間の状況を把握しているのか。

【市長】

担当者からは報告を聞いております。大変残念なことだと思っております。

【牧田助役】

市としては事業健康福祉部、子ども生活部、町田市民病院「文教生活」市民部、教育委員会「都市環境」環境・産業部、清掃事業部、建設部、都市計画部、水道部、下水道部

議会運営委員会

議会運営委員会は一〇名の委員で構成され、次の事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。

【議会の運営に関する事項】

議会の会議規則、委員会に関する事項。

【議長に関する事項】

議長に関する事項について

【特別委員会】

特別委員会は、市民生活上、あるいは政治上特に重要な問題について審査や調査をするために必要に応じて議会の議

況ではないときですので難しい判断になると思いますが、今のところでは通行認定の取り消しの方向で事務を進めることは考えていません。

議会用語

「質疑」と「質問」は、どちらも議会内における議員の発言の一つです。

【質疑と質問】

まず、「質疑」とは、市長から提案された議案について、賛成・反対の判断をするために、不明な点や、詳しく知りたい点を明らかにする発言をいいます。このとき、自己の意見を交えることはできません。また、質疑に発言時間の制限はありませんが、発言回数は一三回までと決められています。

【緊急質問】

議員が一般質問を行うためには、議長の定めた期間内に、その要旨を文書で通告しなければなりません。一般質問の場合、発言回数に制限はありませんが、発言時間は答弁時間を含めて一人六〇分となっています。

【継続審査】

議案や請願は、本来会期中に結論が出なければ消滅し、次の会期にもちこされることにはなりません。これを会期中に継続審査といいますが、これは、状況によってはすぐに結論が出せない場合があります。そこで地方自治法では、会期中に結論が出なかった議案や請願でも、議会の議決により閉会中も審査をすることができるとしています。これを継続審査といいますが、これを「質問」といいます。

【質問】

議員が一般質問を行うためには、議長の定めた期間内に、その要旨を文書で通告しなければなりません。一般質問の場合、発言回数に制限はありませんが、発言時間は答弁時間を含めて一人六〇分となっています。

【市長】

担当者からは報告を聞いております。大変残念なことだと思っております。

【牧田助役】

市としては事業健康福祉部、子ども生活部、町田市民病院「文教生活」市民部、教育委員会「都市環境」環境・産業部、清掃事業部、建設部、都市計画部、水道部、下水道部

【議長に関する事項】

議長に関する事項について

【特別委員会】

特別委員会は、市民生活上、あるいは政治上特に重要な問題について審査や調査をするために必要に応じて議会の議

次に、「質問」とは、議案に関係なく、市長などに対し、市政全般について見解をただす発言をいいます。

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたって清潔な政治活動を行うことにより市民の信託にこたえないため制定するものである。

【要綱】

一、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
二、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
三、町内会・自治会、その他市の財政援助団体ならびに公的行事への金品等の提供及び祝電・手電は行わない。
四、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
五、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを除く）は廃止する。

【附則】

この要綱は、平成元年二月一日から適用する。

【附則】

この要綱は、平成元年二月一日から適用する。